

令和7年5月7日より

# 盛土規制法に基づき、盛土等の規制を開始します

盛土等の安全を確保するため、あらかじめ許可が必要になります

## 奈良県全域を規制区域に指定

規制区域内で盛土等を行う場合は、あらかじめ県の許可が必要になります。

県内の規制区域は、  
右記二次元コードを  
ご確認ください。

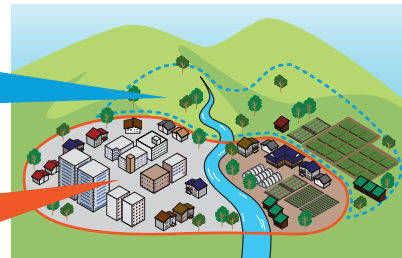


## 特定盛土等規制区域

市街地や集落などから離れているものの、地形などの条件から、盛土等が行われれば人家などに危害を及ぼしうるエリアを指定

## 宅地造成等工事規制区域

市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家などに危害を及ぼしうるエリアを指定



盛土等とは下記のような行為を指し、一定規模以上のものが規制対象となります。

### 盛土・切土



### 土砂の仮置き



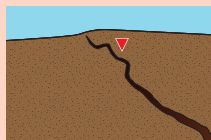
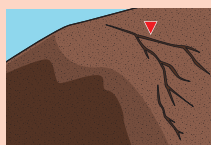
無許可で工事を行っている盛土等を発見した場合には、法に基づき当該工事の**施行の停止・災害防止措置命令**や**刑事告発**を行うことがあります。

【罰則】最大で懲役3年以下・罰金1,000万円以下、法人に対しては最大罰金3億円以下

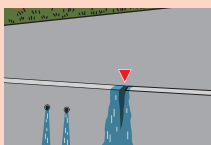
## 盛土等を安全な状態に保つためには、維持管理が重要です

- 土地所有者などは、過去の盛土等も含めて、その土地を安全な状態に維持しなければなりません。
- 土地所有者などが認知していない盛土等であっても、下記のような現象が見られる場合には、周辺の安全確保のため、土地所有者などには是正指導や改善命令を行うことがあります。

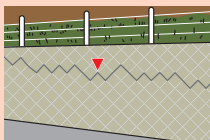
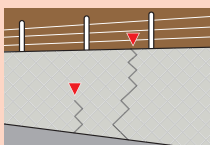
### 盛土の割れ



### 地下水の流出



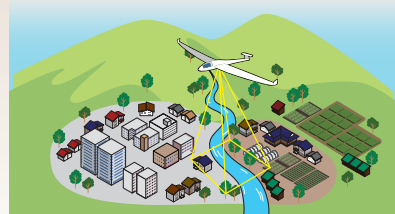
### 擁壁の割れ



このような現象が見られる場合は注意が必要です！  
所有地や身の回りの盛土等が問題ないか確認してみましょう。

### 不法な盛土等の早期発見のために

県では引き続き、衛星や航空写真などを活用した調査や実地調査により、不法な盛土等が行われていないか確認を行うなど、早期に発見する取り組みを進めています。



盛土等に関する情報は、右記二次元コードをご確認ください。



崩落などのおそれがある盛土等を発見した場合には、法に基づく報告の徴取や立入検査等を実施します。そこで違法性を確認した場合には是正指導し、是正いただけない場合は、**勧告・改善命令等**や**刑事告発**を行うことがあります。

【罰則】最大で懲役1年以下・罰金300万円以下、法人に対しては最大罰金1億円以下

問県建築安全課(奈良市域以外) ☎0742-27-7564 FAX0742-27-7790

奈良市域について 奈良市域は令和7年4月1日より、所管の奈良市で盛土規制法に基づく規制を開始しています。

問奈良市開発指導課(奈良市域) ☎0742-34-5237 FAX0742-34-4829